

※「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

所報 第80号

- 1 市町村立学校教育職員人事異動方針細則の改正について
- 2 管内における社会教育の取組
- 3 教育相談体制の充実について
- 4 しまね特別支援教育魅力化ビジョンについて
- 5 年末調整について

管内の教育

出雲教育事務所 令和3年11月



「市町村立学校教育職員人事異動方針細則の改正について」

調整監 曾田 和彦

島根県は地域間、平野部と山間部・島しょ部間において人口の偏りが見られ、教員の数にも偏りが存在します。**県内全域の児童生徒に対して等しく教育を行うため**、島根県教育委員会ではこれまでも人事異動方針を定め、細則により人事異動を厳正に行ってきました。

現行の教育職員の人事異動方針細則は平成12年度から施行されています。当時は教員の地域間の極端な偏在があり、出雲地域の教員を地元で配置できない現象や、石見・隠岐地域の深刻な教員不足、年齢構成の不均衡などの課題がありました。

その課題を解決するため、他地域勤務、本拠地勤務、へき地学校勤務を行うことで、一定の効果をあげました。

しかし近年、他地域勤務やへき地学校勤務を望んでも異動がかなわない事態や、出雲地域の教員配置率の低下などの課題が生じています。

これらの課題を解決するため、島根県教育委員会では、約20年ぶりとなる教育職員の人事異動方針細則等の大幅な改正を令和5年度(令和4年度末人事異動)に行うこととしました。令和4年度(令和3年度末人事異動)の人事異動方針細則は、一部を先行して改正します。

以下に、出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く者に関する主な改正点をあげます。

詳細は各学校で配付される「令和4年度島根県公立学校教育職員人事異動方針」及び「令和4年度島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」並びに「令和4年度版 市町村立学校教育職員 人事異動方針細則 解説」により確認してください。

○他地域勤務の改正

新規採用時における勤務の他地域勤務への適用

[令和4年度より]

新規採用時における勤務は他地域勤務にはならない規定でしたが、令和4年度から適用することに変更します。令和3年度現在、新規採用時における勤務を「他の地域」で行っている者については、変更後の取り扱いとします。

「他の地域」の範囲の拡大

[令和5年度(令和4年度末人事異動)より]

「他の地域」(他地域勤務対象範囲)について、石見地域の範囲を、従来の「浜田以西」から「大田市を除く」石見地域へと拡大します。

他地域勤務特例地域の新設

[令和5年度(令和4年度末人事異動)より]

奥出雲町(旧仁多町・横田町)、飯南町(旧頓原町・赤来町)を、松江・出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く者の他地域勤務特例地域(4年勤務)とします。

なお、特例地域となる2町において、令和5年度時点では他地域みなし勤務を行っている者については、勤務年数等の経過措置(6年勤務→5年勤務)を行うこととします。

○へき地学校勤務の改正

へき地学校勤務に係る、引き続き再度の他地域勤務の取り扱いの変更

[令和4年度(令和3年度末人事異動)より]

これまで、他地域勤務を行った者が、当該地域で引き続き再度の他地域勤務を行った場合にも、へき地学校勤務を解消することができましたが、令和4年度(令和3年度末人事異動)から引き続きの勤務の場合は解消できないこととします。

令和3年度現在、引き続き再度の他地域勤務を行っている者、引き続き再度の他地域勤務でへき地学校勤務を解消する計画で、現に他地域勤務を行っている者については、従来どおりの取り扱いとします。

へき地学校勤務に代えることのできる勤務の追加

[令和5年度(令和4年度末人事異動)より]

市町教育委員会が学校経営・運営等を重点的にやりたいとして指定した学校において、通算6年以上勤務を行うことで、へき地学校勤務を行ったこととします。指定学校は令和4年10月頃に周知します。

○異動調査書様式(「本人の希望」欄)の変更

[令和3年度末提出異動調査書より]

異動を希望する新市町村名を記入することになります。校種間異動、他地域勤務等の希望について明確に記入できるようになります。家庭等の特別な事情による希望を記入する欄を設けます。

○定年引上げに伴う細則の取り扱いについて

令和5年度から定年が2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、令和13年度に65歳になります。定年引上げに伴う制度・運用等が定まっていない現段階では細則を明示することはできませんが、定年引上げが導入された際、教職員に対して急な異動を求めることのないよう経過措置等も考慮しながら見直しを行います。

教育職員人事異動方針、事務職員人事異動方針のいずれにも「全県的視野に立ち、適材を適所に配置する」と明記されていることを踏まえ、各市町の人事配置構想や、各校の人事配置計画を尊重しつつ人事異動作業に取り組みます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

管内における社会教育の取組

出雲市「親学プログラム PR 動画の作成」

出雲市派遣社会教育主事 森脇淳志 加藤泰寛

出雲市では、保育所や幼稚園、小学校や中学校の保護者会等で年間30件程度「親学プログラム」を用いた研修が行われています。「親学プログラム」は、ワークショップの手法を取り入れ、保護者同士が子育てについての意見交換をする中で、同じ悩みを共有したり新しい気づきを得たりして、日常の家庭教育に活かすことを目的とした参加型学習です。保護者対象のプログラムだけでなく、子どもに関わる地域住民や学校の教職員を対象としたプログラムもあります。

出雲市教育委員会では、家庭教育支援の一環として、研修団体への事前打ち合わせやファシリテーターの派遣を行っています。

コロナ禍の影響で研修の実践が減少する中、ファシリテーターの皆さんと相談しながら、アフターコロナも見据えた活動として、「親学プログラム」PR動画の作成に取り組みました。「親学プログラム」の魅力や雰囲気伝える3分動画と、その目的やプログラムの流れ・成果等伝える10分動画の2種類を作成しました。



動画作成に当たっては、保護者・地域住民や学校の教職員に、目的や内容が分かりやすく伝わるようにするとともに、実践を通してたくさんの保護者と触れ合ってきたファシリテーターの思いも伝わるよう工夫しています。

完成したPR動画は出雲市公式ユーチューブでいつでも視聴できるとともに、必要に応じてDVDの貸し出しもできるようにしています。

この動画を活かして研修の実践を促し、保護者や教職員をはじめ、多くの地域住民が子育てについての思いを語り合う場ができることを期待します。そして、子どもたちを温かく見守り、子どもの育ちに関わる大人が地域で増えることを目指しています。

雲南市「中学3年生の『夢』発見ウィーク ～地域とともに子どもを育てるまち～」

雲南市派遣社会教育主事 藤原枝理子 青木浩平

雲南市では、例年10月に職場体験学習「『夢』発見ウィーク」を実施しています。

その特徴は、「市内中学校の3年生が」「同じ日程で」「雲南市全域を体験場所として」実施していることです。昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から市内一斉での実施をやむを得ず中止しました。その中でも地域の方には変わらず子どもたちの学びのためにご協力をいただきました。今年度もコロナ禍にも関わらず、約170か所の事業所に協力していただき学習を進めています。これも、長年続く『夢』発見ウィークの取組と、「雲南市の子どもは全市をあげて育てる」という思いが地域に浸透している表れだと感じています。

今年度からは、新たに各中学校エリアを基本として職場体験学習を実施することにしました。これに伴い、これまで市役所で実施していた協力事業所への説明会を、今年度は各中学校で開催しました。実際に行われた説明会では、校長先生や担当の先生から学校の思いや子どもたちにつけさせたい力などの説明があり、事業所の方からも『夢』発見ウィーク実施にあたり、積極的に質問をされるなど、学校と地域がより連携して『夢』発見ウィークを進めていく意識が高まったように感じています。

職場体験学習以外にも各中学校では、『夢』発見プログラムを生かしたキャリア教育が進められています。接遇研修や模擬面接などの様々な学習を通し、コミュニケーション能力や自己理解、課題解決能力等の育成を目指しています。

雲南市の子どもたちのより深い学びをすすめる上で、地域の協力は欠かせません。これからも学校と地域が連携・協働して教育がすすめられるようにしていきたいと考えています。



地域の方を講師とした模擬面接



採用通知を受け取る生徒



出雲教育事務所管内では、出雲市2名、雲南市2名、奥出雲町1名、飯南町1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

奥出雲町「〇〇×〇〇で新たな価値・魅力の創出」

奥出雲町派遣社会教育主事 石原弘治

奥出雲町派遣の社会教育主事として、町内のあらゆる「ひと・もの・こと」がつながり、新たな価値・魅力の創出や課題解決に向かうことができるよう、以下のような取組をしています。

○高校生×公民館

県のふるさと活動モデルづくり事業を受けたこともあって、公民館事業等の地域活動に地域の若者、高校生が参加できるように支援をしています。館長会や主事会、地域での説明や高校のコンソーシアムマネージャーとの連絡調整を行い、事業実施に向けて動いています。横田高校としても「地域活動 FUN!CLUB」で、多くの生徒が地域活動に参加することを期待しておられ、公民館にも高校生にも有益な活動にしたいと思っています。



○学校×地域人材

町内の教職員を対象とした「ふるさと理解研修会」では、3名の地域人材との出会いの場を設定しました。3名とも分野は違いますが、仕事や活動の内容に加えて、地域を大切に、地域を元気にしたいという思いをいきいきと語っていただきました。ここでの出会いから中学校のキャリア教育の講師にもなっていただきました。

○中学生×役場職員

中学校のふるさと教育の取組の中で、奥出雲町の取組を知りたいとのニーズがあり、役場内の各課の方と連絡調整を行いました。役場職員の皆さんには、中学生の意見や質問について丁寧に受け答えしていただき、中学生の良い学びの場になりました。また、役場職員の皆さんも中学生の斬新な意見を聞くことができ、刺激になったようでした。

○地域×体験学習

主事会では、私が講師となって簡単なKYT（危険予知トレーニング）研修を行った後にコロナ禍でもできるパン作りを行いました。また、通学合宿の準備会ではロケットストーブを使っての飯ごう炊さんを行いました。指導者となる大人が様々な経験をしておくことで、子ども達の活動の幅も広がります。大人も子どもも楽しみながら体験活動の魅力を感じてもらいたいと思っています。



飯南町「飯南町ふるさと教育研修会」

飯南町派遣社会教育主事 若槻慎也

飯南町では、町内に勤務する教職員、公民館職員を対象に、「飯南町ふるさと教育研修会」を開催しています。飯南町教育研究会の社会科部会・ふるさと教育部会・生活科部会と共催し、今年度は次の2つのねらいで開催しました。

- ①ふるさと教育の充実を図るため、飯南町の教育資源（ひと・もの・こと）について知る。
- ②学校による教材化、公民館による事業化に資する研修とするとともに、学校と公民館の連携強化を図る。

【取組の実際】

期日 : 令和3年8月2日(月) 13:30~16:30
内容 : 体験…大しめなわ創作館
見学…来島交流センター、飯南町立中央図書館
事業説明…志々公民館、赤名公民館、谷公民館
参加者 : 教職員 34名 公民館職員 8名 事務局等 6名



町内に勤務する教職員の半数近い先生方に参加していただきました。大しめなわ創作館では、一人一人ミニしめなわ製作を行ったり、大しめなわ検定に挑戦したりしました。飯南町の伝統産業であるしめなわについて知るきっかけとなりました。参加した先生方からは、「日本一というしめなわは飯南町の自慢であり、子どもたちにもぜひ誇ってほしい財産です。それを指導する教職員が実際に体験し、指導していただいたことはとても価値があると思いました。」という感想がありました。

公民館の事業説明では、各公民館のふるさと教育や学校と連携した取組について説明していただきました。校区外の公民館の活動を知ることで、さらなる活動の充実につながり、学校と公民館の距離がさらに縮まったと感じました。

飯南町では、各小中学校において、地域の教育資源を活かした特色あるふるさと教育が展開されています。また、その学習には多くの地域の人関わっています。コロナ禍において、新たな連携・協働のかたちも見られます。今後も学校と地域がつながる支援を行っていききたいと思います。

教育相談体制の充実について ～次へのヒントが見つかるケース会議～

生徒指導専任主事 玉木 篤史

不登校、いじめ等の未然防止や早期発見、発生した際の対応については学校が組織として対応する必要があります。このような子どもたちの抱える問題の解決に向けて調整役となるのが教育相談コーディネーターであり、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があります。

【教育相談コーディネーターの役割】(教育相談等に関する調査研究者会議(2017)より)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ①SC,SSW の周知と相談受付 | ⑤児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握 |
| ②気になる事例把握のための会議の開催 | ⑥個別記録等の情報管理 |
| ③SC,SSW との連絡調整 | ⑦ケース会議の実施 |
| ④教育相談に関するスケジュール等の計画・立案 | ⑧校内研修の実施 |



ケース会議に関して、学校現場から聞こえてくる声として(改善を望む意見として)、事例提供者の負担が大きい、情報共有の時間に終始し、具体的な対応が決められない、などがあります。そうした点を補うケース会議として、「次へのヒントが見つかるケース会議(ブリーフミーティング)」はいかがでしょうか?今夏に開催した「教育相談コーディネーター養成講座」において、県教育センターより紹介された会議の手法です。原因追及型ではなく、解決志向型として短時間(約30分程度)でゴール(現状よりちょっとだけよくなる行動目標)を目指す会議となります。ケース会議への参加者が当事者意識を共有し、未来志向で少しでも楽しみながら実践できる会議になると思います。

【参考資料】 県教育センターHP

調査研究→○研究紀要・研究成果物→令和2年度→学校現場を支える教育センターの役割

しまね特別支援教育魅力化ビジョンについて

学校教育スタッフ 梶谷 和楽

今年8月にオリンピックとパラリンピックが日本で開催されました。小学校三年生の国語の教科書(東京書籍)にもパラリンピックを取り上げた教材が新たに掲載されています。子どもたちにとっては、「多様性を認める」とか「力が発揮できる工夫」「人間の素晴らしさ」といった価値観に触れ、色々感じる事ができる機会となったのではないのでしょうか。



さて、令和3年2月に「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」が策定されました。これは、島根県の特別支援教育における基本的な考え方や、特別支援教育の現状と課題、今後10年間の取組を示しています。

3本の柱で、特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における
教育環境の充実

就学前から学齢期、社会
参加までの切れ目ない支
援体制の構築

特別支援教育の充実に向
けた教職員の専門性の向
上と人材育成・確保

めざす姿は、以下のとおりです。

- ★「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦する中で、主体的に課題に向かい、自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人
- ★自分らしく他者や社会と関わり、その中で自らの役割を見だし、社会に参加、貢献できる人
- ★自分の意思をもち、他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信を持って活動し、他者と助け合って生きていこうとする人

目の前の子どものこのような姿を目指して、「今の自分にできること」を一人一人の先生方が取り組んでくださることを願っています。事務所のスタッフもみなさんと連携していきます。

島根県教育庁特別支援教育課

ホームページに「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」全文を掲載しています。



年末調整について



<年末調整とは>

会社や県などの給与支払者は、職員に給与を支払う際に所得税をあらかじめ徴収します。(このことを源泉徴収といいます。)しかし、その1年間にあらかじめ徴収した所得税の合計額は、必ずしもその職員が1年間に納めるべき税額とはなりません。そこで、その1年間にあらかじめ徴収した所得税額の合計と、その職員が納めるべき所得税額を一致させる手続きを行います。これを年末調整といいます。

<控除について>

所得合計額が高いほど、納めるべき所得税額も高くなります。そこで、控除を受けることで所得税の金額を小さくすることができます。控除対象となるものがあれば、各種申告書を提出することにより各種控除を受けることができます。

申告時の注意点

例年、年末調整後に、申告誤りの疑いがあるとして税務署より指摘を受けることがあります。調査の結果、申告誤りであると判明した場合には、再調整を行い、税額の不足分を払い込むことになります。正しい申告を心掛けましょう。

～これまでにあった申告誤り等～

- 扶養親族の所得額が所得上限額を超えていた。(所得超過)
- 控除対象扶養親族を別の所得者(配偶者など)の控除対象扶養親族としても申告していた。(重複適用)
- 住宅控除において、「住宅借入金等特別控除に関する確認書」の記載内容と事実と相違があった。

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等		給与の支払者の名称(氏名)		フリガナ あなたの氏名		あなたの生年月日		あなたの氏名	
税務署長		島根県総務部総務事務センター長		あなた		年 月 日		あなたの職名	
市区町村長		給与の支払者の法人(個人)番号		あなたの個人番号		*記載不要*		あなたとの続柄	
市役所		1 0000 2032 0005		あなたの住所 又は居所		郵便番号		配偶者の有無	
島根県松江市殿町1番地								有/無	

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		本人扶養親族(図27.1.1以前生)		住所又は居所	異動月日及び事由 本年中に異動があった場合に記載してください(以下同。)
		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族	非居住者		
源泉控除A 対象配偶者(注1)		*記載不要*					
主たる給与から控除対象 扶養親族 B (16歳以上) (特18.1.1以前生)	1	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
	2	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			
	3	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他			

押印は不要です

申告誤りに注意



① この申告書は、あなたとの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受ける場合、2か所以上から給与の支払いを受けている場合は、

■押印義務の改正

源泉所得税関係書類について、押印が不要になりました。

このため、扶養控除等申告書など、年末調整の際に使用する書類についても、押印していただく必要はありません。

※申告書様式に押印欄が残っていますが、押印は不要です。

